

一般廃棄物処理実施計画

令和8年4月
大阪府太子町

目次

第1章 一般廃棄物処理計画	1
1) 計画の目的	1
2) 計画区域	1
3) 計画期間	1
第2章 ごみ処理実施計画	2
1) 一般廃棄物の種類及び排出量及び処理量の見込み	2
2) 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	3
3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分	5
4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項	6
5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	8
第3章 生活排水処理実施計画	9
1) 処理形態別人口等・処理主体	9
2) 排出量の見込み	9
3) 中間処理計画	10
4) 広報・啓発活動	10

第1章 一般廃棄物処理実施計画

1) 計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定する計画です。

また、関連法令等の内容を踏まえるとともに、本町の上位計画である「第5次太子町総合計画」や「太子町一般廃棄物処理基本計画」など、関連計画との整合性を図り策定します。なお、計画策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」や「生活排水処理基本計画策定指針」に基づくものとします。

2) 計画区域

本計画の計画対象区域は、太子町全域とします。

3) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第2章 ごみ処理実施計画

1) 一般廃棄物の種類及び排出量及び処理量の見込み

目標達成時の排出量及び処理量について、以下のとおりとします。

項 目		単位	見込量 (目標値)	
ごみ排出量 (G)+(H)		t / 年	2,627	
資源ごみ	カン類	(A)	t / 年	21
	内訳	アルミ	kg / 年	10,931
		スチール	kg / 年	9,962
	ビン類	(B)	t / 年	48
	内訳	白色	kg / 年	11,922
		茶色	kg / 年	12,895
		その他	kg / 年	23,595
	缶ビン小計 (A)+(B)		(C)	t / 年
プラスチック類		(D)	t / 年	123
内訳	ペットボトル	kg / 年	32,358	
	プラ製容器包装	kg / 年	90,534	
集団回収		(E)	t / 年	113
内訳	古紙類	kg / 年	79,934	
	古布類	kg / 年	12,294	
	段ボール	kg / 年	26,286	
	牛乳パック	kg / 年	51	
金属類		(F)	t / 年	35
資源ごみ計 (C)+(D)+(F)		(G)	t / 年	231
家庭系ごみ処理量		(H)	t / 年	2,396
内訳	もえるごみ	t / 年	1,777	
	粗大ごみ	t / 年	619	
事業系ごみ処理量		t / 年	454	

2)一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

本町において、ごみの減量化、再生利用を図るため、住民・事業者・行政の役割分担を明確にしつつ、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。

基本施策	役割及び内容
適正処理の推進 最終処分場の確保 環境教育啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による廃棄物の4Rの取組を促進する。 ・住民・事業者に対して、ごみの減量化・資源化等ごみの分別に関する啓発を行う。 ・小学校社会科副読本を活用した環境教育。 ・自治会等での美化活動・清掃活動の推進。 ・広報紙やホームページ等を活用した広報活動。
ごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能な紙類等の搬入抑制等を実施する。 ・収集用シール継続の他、ごみの削減に繋がる方策について検討していく。
再使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内での紙類の削減や、物品・消耗品の再使用に取り組む。 ・公共事業等において、廃材の再生品等の使用に努める。
過剰包装等の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかける。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・紙製容器包装等の分別収集を徹底する。 ・積極的に再生品を利用する。
プラスチックごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルの水平リサイクルについて検討する。

上記に記載の基本施策のうち、令和8年度の事業計画について、下記のとおり実施します。

(1) 適正処理の推進

- ① チラシやLINEなどを利用し、ごみの適正な分別を広く呼び掛けていきます。
- ② 事業系ごみ排出者に対し、チラシを配布することにより適正処理を求めます。

(2) 環境啓発活動

- ① 広報誌やホームページ等を活用した広報活動を行います。
- ② 清潔な街づくりを推進するため、町会・自治会で看板を希望される場合、現物を

貸与します。内容によっては地域の実情に応じた掲示文章をラミネート版で作成して提供します。設置や管理は各町会・自治会にお願いします。

- ③ 地域の公衆衛生の向上を図るため、町会・自治会等が衛生事業としてごみ置場を修繕する場合は、その経費の一部を助成します。
- ④ 年1回のクリーンキャンペーンを含め、自治会等での美化活動や清掃活動を推進していきます。

(3) ごみの削減

- ① 日常から排出される一般廃棄物の中から、再資源化できる有価物（新聞・雑誌・ダンボール・古布）を回収する町会等に対して補助金を交付し、ごみの減量化・資源化を図ります。
- ② 食品ロスの削減について、広報やホームページなどを利用し周知していきます。
- ③ 生ごみ処理機の購入補助について検討します。
- ④ 食用油の分別収集について検討します。
- ⑤ 庁舎内でのペーパーレス化を推進していきます。

(4) 再使用の促進

- ① 庁内での紙類の削減や、物品・消耗品の再使用を呼び掛けていきます。
- ② 子ども服のリユースを呼び掛け、収集・譲渡の場を設けます。
- ③ 家庭で不要となった使えるものを廃棄せずに再使用するための機会を検討します。

(5) 過剰包装等の抑制

- ① スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかけます。

(6) リサイクルの推進

- ① 缶・ビン、ペットボトル、プラスチック製包装容器、小型金属の分類収集を行い、リサイクルします。
- ② リチウム電池の回収を役場窓口で行います。
- ③ パソコンや小型家電について、認定業者の宅配回収を案内します。

(7) プラスチックごみ対策

- ① ペットボトル「ボトル to ボトル」水平リサイクルに関する協定に基づき、ペットボトルの水平リサイクルを行います。

3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 町が収集するごみ

ごみは、一般家庭から排出される家庭系ごみと、事業所から排出される事業系ごみの二種類に分けられます。家庭系ごみについては、「もえるごみ」、「粗大ごみ」、「カン・ビン」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「金属製」の6つに分けて収集しています。「もえるごみ」及び「粗大ごみ」については、ごみシール制を導入しており、年間に一定量までの排出を無料としています。一定以上の量を排出する場合には、有料のシールを貼った上で、排出することと定めています。

「古紙、ダンボール等」については、集団回収による資源回収を行っています。

分別区分	種類	内容	シール	収集頻度	排出方法		
家庭系ごみ	もえるごみ	生ごみ類	料理くず・残飯・茶殻・卵のから等	もえるごみシール	週2回	推奨ごみ袋	
		紙くず類	ちり紙・紙おむつ・紙くず・菓子箱等				
		木くず類	割り箸・竹串・鉛筆・落ち葉や草等				
		皮革類	靴・ランドセル・かばん・ベルト類				
		プラスチック類	CD・DVD・BD・テープ・歯ブラシ・スポンジ・使用済みライター等				
		その他	乾電池(少量)・少量の灰・廃食用油・人形等				
	粗大ごみ	家具・寝具類	いす・タンス・机・布団等	粗大ごみシール	月2回	結束等	
		家電製品類	マッサージチェア・ビデオデッキ等				
		せともの類	コップ・皿・茶碗・花瓶等				
		ガラス類	耐熱ガラス・コップ・鏡・蛍光灯等				
		その他	乾電池(大量)・ハンガー(金属製)・傘・剪定杖・ストーブ				
	資源ごみ	缶・ビン	カン類	缶詰・ビール缶・ミルク缶・菓子缶・お茶缶等	不要	月2回	推奨ごみ袋
			ビン類	調味料・海苔ビン・ドリンク剤・ボン酢・ドレッシング・酒ビン			
		プラスチック製容器包装	ボトル類	洗剤・サラダ油・シャンプー等のボトル		月2回	
			パック類	卵・化粧品パッケージ等のパック			
			袋類	レジ袋・菓子袋			
			発泡スチロール製緩衝材	梱包用材(発泡スチロール)等			
			トレイ類	惣菜・豆腐・刺身等の容器			
カップ類			カップ麺・ヨーグルト等のカップ				
ペットボトル		PET1マークがついた飲料用・酒類用・調味料等のボトル	月1回 夏季期間ほ2回				
金属類		フライパン・包丁・やかん・自転車・缶・電子レンジ・扇風機・ガスコンロ等	月2回	結束等			
集団回収		古紙・段ボール等	新聞・雑誌・段ボール・布類・牛乳パック	実施団(社)によって異なります			

分別区分	種類	シール	収集回数	排出方法
事業系ごみ	もえるごみ	有料シール	事業所により異なる	推奨ごみ袋

4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

(1) 収集方法

家庭ごみについては、「もえるごみ」、「粗大ごみ」、「空き缶・空きびん」、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「金属類」いずれもステーション方式で委託による収集・運搬を行っています。また、「古紙・ダンボール等」については、集団回収による資源回収を行っており、古紙等回収業者が収集しています。事業系ごみについては、戸別方式で収集しています。

(2) 処理フロー

「もえるごみ」については、家庭系、事業系のいずれについても南河内環境事業組合の第1清掃工場で焼却処理を行っています。「粗大ごみ」については、第1清掃工場での粉砕処理した後、金属類を選別して資源化し、残りを焼却処理しています。「もえるごみ」と「粗大ごみ」の焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で埋立処分しています。「資源ごみ」については、種類別に選別し、再生資源回収業者等へ売却等を行っています。

(3) ごみ処理手数料

本町では、ごみの排出抑制・資源化を目的として、一定量無料型の有料制を実施しており、家庭系ごみのうち「もえるごみ」、「粗大ごみ」及び事業系ごみを排出する際にごみ処理券（シール）を貼ることとしています。ただし、一般家庭には図表に示すとおり、年間一定枚数のシールを無料で配布しており、一定枚数を超えた場合に負担が発生し、排出抑制・資源化への動機となります。シールの枚数と料金は、下表に示すとおりです。

<ごみ処理券指定枚数（無料配布数）>

種類		ごみ処理券指定枚数	
家庭系ごみ	もえるごみ	1～2人世帯	年110枚
		3～4人世帯	年220枚
		5～6人世帯	年280枚
		7人以上世帯	年340枚
	粗大ごみ	1世帯あたり36枚	

なお、3歳未満の乳幼児、高齢者・身体障がい者等で、常時紙おむつ、ストマ、腹膜透析液バッグ等を使わなければならない方を対象に、特別にシールをお渡しします。枚数は、1人年間104枚までです。

<ごみ処理券料金>

取り扱い区分			ごみ処理券料金
家庭系	もえるごみ	ごみ処理券指定枚数以内の場合	無料
		ごみ処理券指定枚数を超える場合	30 ㊦ : 50 円
	粗大ごみ		ごみ処理券指定枚数以内の場合
		ごみ処理券指定枚数を超える場合	500 円
事業系	もえるごみ	収集、運搬、処理する場合	300 円

また、臨時収集や持込処理する場合にも手数料を徴収しています。さらに、家電リサイクル法の対象となるエアコンやテレビ、冷蔵庫等を町が収集・運搬する場合は1点につき2,700円の手数料を徴収しています。手数料は下表に示すとおりです。

<臨時収集、持込処理手数料>

取り扱い区分	手数料
臨時的に収集する場合	1 tにつき 11,000 円
持込処理する場合	20kgにつき 340 円
家電リサイクル法対象廃家電 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を収集、運搬する場合	1点につき 2,700 円

5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) もえるごみ・粗大ごみ

もえるごみ・粗大ごみの処理については、南河内環境事業組合の第1清掃工場で行っています。

南河内環境事業組合中間処理施設の概要は、下表に示すとおりです。

名称	第1清掃工場	
所在地	富田林市大字甘南備 2345 番地	
敷地面積	12,056.72 m ²	
延床面積	9,269.33 m ²	
施設	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
着工	昭和 57 年 7 月 23 日	昭和 60 年 8 月 22 日
竣工	昭和 60 年 7 月 30 日	昭和 61 年 3 月 31 日
処理方法	全連続燃焼式機械炉	衝撃剪断併用回転式
ビット容量	ごみ 3,225 m ³ 灰 350 m ³	破碎ごみ 1,497 m ³
処理能力	300 t / 24 h (150 t / 24 h × 2 基)	回転式 50 t / 5h × 1 基

(2) 資源ごみ

資源ごみとして回収されたカン・ビン、プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属類は、民間の資源化施設で選別処理を行い、再生業者に引き渡して資源化されます。

(3) 最終処分

もえるごみ及び粗大ごみから有価物を選別回収後の焼却残渣は、広域臨海環境整備センター法に基づく大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）に南河内環境事業組合が委託し、埋立処分しています。

施設名	大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）
広域処理対象地区	近畿2府4県168市町村

第3章 生活排水処理実施計画

1) 処理形態別人口等・処理主体

計画処理 区域内 人口	水洗化・生活雑排水処理人口				水洗化・生 活雑排水未 処理人口 (単独処理 浄化槽)	非水洗化人 口(汲取り 人口)
	公共 下水道	合併処理 浄化槽	計	処理率		
12,636	10,881	283	11,164	88%	1,280	192

※令和7年3月31日現在

区 分	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	世帯
単独処理浄化槽	し尿	世帯
南河内環境事業組合 資源再生センター	し尿・浄化槽汚泥	組合

2) 排出量の見込み

令和7年度の排出量の見込みについて、以下のとおりとします。

種類	発生量 (kℓ)
し尿	262
し尿浄化槽汚泥	1,146

3) 中間処理計画

現在、本町のし尿及び浄化槽汚泥は南河内環境事業組合において処理を行っています。

項目	概要
施設名称	南河内環境事業組合 資源再生センター
所在地	大阪狭山市東池尻六丁目 1622 番地の 1
処理能力	200kℓ/日 (し尿 : 104kℓ/日、浄化槽汚泥 : 96kℓ/日)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理

4) 広報・啓発活動

浄化槽の設置者、及び管理者に対して定期的な保守点検、清掃並びに法定検査の受検を行うよう啓発や指導を行い、公共用水域の水質保全の観点から、「下水接続、及び浄化槽維持管理の周知・啓発」について広報紙やホームページ等を活用し周知・啓発に取り組んでいきます。

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。